

一時預かり事業（幼稚園型）の説明資料

平成27年2月3日（火）

<一時預かり事業（幼稚園型）について>

○事業概要

- (1)市と施設による委託契約により実施。
- (2)1号認定を受けた在園児に対する、標準教育時間を超えた時間に実施する保育に対し、委託料を支払うもの。
- (3)幼稚園又は認定こども園にて実施。

○職員基準

(1)職員配置基準

- ・【5歳児】30：1、【4歳児】30：1、【3歳児】20：1、【2歳児（満3歳児）】6：1
- ・配置する担当職員は最低2人必要だが、施設職員（保育士又は幼稚園教諭）の支援を受けられる場合は担当職員1人とすることができる。
- ・担当職員は、常勤・非常勤を問わない。

(2)職員の資格

- ・原則保育士が必要だが、3歳以上の児童については、幼稚園教諭でもよい。

○設備面積基準

- (1)必要な部屋は、保育室又は遊戯室 ※標準教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可
- (2)乳児室・保育室等を2階以上に設ける建物については、屋外階段などの避難用設備が必要。
- (3)必要な面積は、1.98㎡/人

○利用者負担額（案）

- ・1時間当たり100円。ただし、平日は1日500円を上限、休日（土曜・日曜・祝祭日）は1日900円を上限とする。
（※国は平日400円/日～500円/日、休日800円/日～900円/日を想定。）
- ・長期休業期間の取り扱いは、平日は平日上限、休日は休日上限を適用する。
- ・園独自の取り組みとして、上記上限よりも安く設定することは可能。（例：月額5,000円を上限とする等）
- ・利用料金は、実施施設にて徴収する。

○補助単価（案）

(1)補助単価の考え方について

- ・少なくとも、1名の職員（非常勤）を配置できるよう、補助金額の下限を年額800千円としており、利用児童数が少ない施設（小規模施設）においては通常補助単価と異なる補助単価を適用することとする。
- ・ただし、補助単価と一時預かり事業（幼稚園型）にかかる対象経費を比較し、どちらか額の低い方を支給することとなる可能性が高い。（未定）

(2)通常補助単価

- ・通常補助単価を適用する園は、年間の利用児童延べ人数が2,000人（1日当たり平均8人利用）を超える施設とする。
- ・平日単価は、1日400円とする。ただし、4時間を超える場合は、100円加算する。
- ・休日単価は、1日800円とする。ただし、8時間を超える場合は、100円加算する。

(3)小規模施設補助単価

- ・小規模施設補助単価を適用する園は、年間の利用児童延べ人数が2,000人（1日当たり平均8人利用）以下の施設とする。
- ・平日単価は、1,600千円を年間延べ利用人数で除し、その値から400円を減じた額とする（10円未満切り捨て）。
ただし、4時間を超える場合は、100円加算する。

【例：年間の利用児童延べ人数が1,000人の場合】

① $1,600,000円 \div 1,000人 = 1,600円$

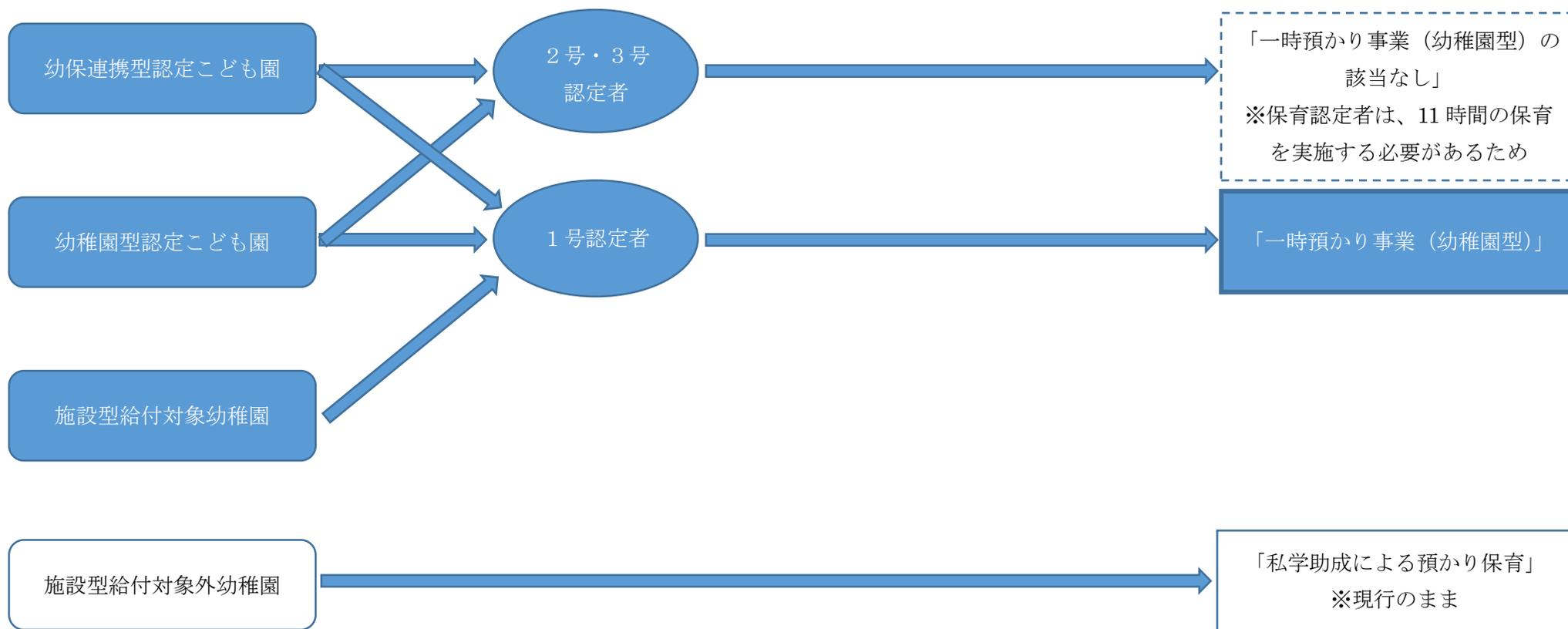
② $1,600円 - 400円 = 1,200円$ よって、単価は、1,200円となる。

- ・休日単価は、1日800円とする。ただし、8時間を超える場合は、100円加算する。

○市外の園児の取り扱いについて

- ・本市が委託する対象児童は、市内の児童とする。市外の園児については、別途、当該市町と委託契約を締結する必要がある。

＜現行の預かり保育事業から新制度における一時預かり事業（幼稚園型）移行のイメージ図＞



＜一時預かり事業（幼稚園型）に関するFAQ＞

#	区分	質問	回答
1	制度一般	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのか。	原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなります。
2	制度一般	幼保連携型認定こども園において、現行の幼稚園預かり保育と現行の一時預かりを新制度移行後に実施する場合、一般型と幼稚園型の二つを実施することとなるか。	本市が委託する一時預かり事業（幼稚園型）は、1号認定を受けた在園児にかかる一時預かり（現行の「預かり保育」）のみが対象になるため、未就園児の一時預かりについては、補助対象ではなく、自主事業としての対応となります。
3	補助仮単価について	仮補助単価について、長期休業期間も含め、通常単価（4時間分）が適用されるが、長期休業期間中については休日単価（8時間分）を適用することはできないか。	夏休み等の長期休業期間中は、土曜日等の休日とは異なり幼稚園教諭等が勤務していることを考慮し、休日単価ではなく基本分単価を適用することとしています。
4	補助仮単価について	一時預かり事業の仮補助単価は4時間の利用を想定して積算しているが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じか、時間に応じた単価設定となるのか。	基本分単価（通常単価・小規模施設単価）は、4時間／日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。（園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない） また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間／日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価（同額）を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。 （例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間を3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価（同額）が適用されます）